経営者によりそうパートナー

みどり通信 8月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社エムアイサービス

第291号　2025．8．8

なつ

笹川流れへ行った際に、たまたま停車していた観光列車「海里」です。新潟～酒田間を運行し、電車から見える海の景観は絶景のようです。いつか乗ってみたいです。

三条パール金属スタジアムから見た夏の風景です。
みどりと青空のコントラストがきれいですね。

岩の陰に、魚やカニ、貝などがたくさんいました！
風もあり気持ちが良かったです。

CONTENTS

● ひと言、発言	感謝脳	P1
● 今知っておきたい相続の話	相続土地国庫帰属制度	P3
● 生命保険	ガン保険と自由診療	P6
● 税務会計	スキャナ保存を始めませんか？	P7
● 事務所からのお知らせ	夏期休業のお知らせ	P8
● 営業カレンダー		P8
● あとがき		P8

社長				担当

※　貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

感 謝 脳 …

以前、ブログで少し紹介させていただいた書籍についてです。タイトルは、「感謝脳」。著者は、精神科医の樺沢紫苑(かばさわ しおん)さんです。

「ありがとう」の力で人生が変わった豊富な実例とその科学的根拠が書かれていて、「ありがとう」の力で、仕事、人間関係、人生がうまくいくという事例が紹介されている１冊です。

本書の中で、気になったポイントを紹介します。

〇感謝が多い人の共通点（５５ページ）

１．朗らかで、笑顔が多い。雰囲気が明るい

２．人当たりがよく、その人の周りに人が集まる

３．エネルギッシュで活動的

〇感謝がもたらす すごい効果（５９ページ）

１．心の健康として

睡眠の改善、ストレス・うつ・不安の軽減、自己肯定感が高まる、人間関係が深まる、心の回復力が高まる、幸福度が高まるなど。

２．身体の健康として

心血管系の健康、痛みの軽減、健康的な行動の促進、寿命を延ばすなど。

〇感謝が仕事に与える科学的効果（９４ページ）

１．個人の仕事の向上

仕事のモチベーションの向上、職場の人間関係の改善、職場ストレスの減少、仕事の満足度の上昇など。

２．会社の改善

生産性の向上、離職率の低下、助け合い行動の促進、イノベーション促進など。

○感謝できない人の共通点（１１２ページ）

✓自己肯定感が低い

✓ネガティブ思考

✓人のせい、環境のせいにする

✓ポジティブすぎて反省しない

✓功績を自分ひとりでやった実績のように語る

✓完璧主義者

後半には、実際に“「感謝脳」実践ワーク”の章（２０３ページ）があり、感謝脳にするための具体的な実践方法も紹介されています。

さらに本書には、**「感謝」の反対は「当たり前」**と書かれています。「当たり前」と思っていることが、たくさんの人に支えられて成り立っていることに気づくことが大事と・・・。日々の生活で、「当たり前」と思っていることを振り返えってみたいと思います。

そして、紹介されている実践ワークもトライして感謝の気持ちを一つでも多く持ちたいと思った次第です。

おすすめの１冊（税抜１６００円）です。座右の書にぴったりですよ。

税理士　山　口　　昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（http://www.yamanobo-zeirishi.jp/）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）の８月１０日掲載のものです。

相　続

今知っておきたい相続の話

その46『相続土地国庫帰属制度』

＜Q＞

先日、父が他界しました。
父が残してくれた財産は、今住んでいる土地と建物が主ですが、なにも使っていない土地がいくつかあります。
その遊休地を処分したいと考えていますが、なかなか売れないのが現状です。
最近、国が引き取ってくれる制度があるとお聞きしましたが、どんな制度でしょうか。

＜A＞

相続した土地の管理が困難な場合に、一定の条件を満たせば国に土地を譲り渡すことができる制度が令和５年４月２７日からスタートしました。

それは、「相続土地国庫帰属制度」といい、所有者不明土地の増加を抑制し、土地の適正な管理を促進するために、具体的には「所有者不明土地問題の解決」「土地所有者の負担軽減」「土地の有効活用」等を目指してできた制度です。

具体的にこの制度の内容を紹介致します。

1. 相続土地国庫帰属制度とは

相続土地国庫帰属制度とは、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たしている場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度です。

2. この制度を検討すべき人

相続土地国庫帰属制度の利用を検討すべき人は、相続または遺贈により土地を取得したが、その土地を自分で活用することを望んでおらず、売却もできない人です。

3. 本制度が利用できない場合

以下のいずれかの要件に該当する土地は、相続土地国庫帰属制度を利用することができないこととなっています。

① 建物がある土地
② 担保権や使用収益権が設定されている土地
③ 他人の利用が予定されている土地
④ 土壌汚染されている土地
⑤ 境界が明らかでない土地
⑥ 一定の勾配・高さの崖があって、かつ、管理に過分な費用・労力がかかる土地
⑦ 土地の管理・処分を阻害する有体物が地上にある土地
⑧ 土地の管理・処分のために、除去しなければいけない有体物が地下にある土地
⑨ 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地
⑩ その他、通常の管理・処分に当たって過分な費用・労力がかかる土地

4. 本制度を利用する場合の費用

相続土地国庫帰属制度にかかる費用には、審査手数料と負担金の２種類があります。

① 審査手数料
審査手数料は、土地一筆あたり４，０００円となっています。

② 負担金
負担金については、地目や面積によって異なっていますが、原則として２０万円となっています（詳しくは、別添の図参照）。

5. 審査時間

相続土地国庫帰属制度を利用する場合、国での審査が必要になりますが、審査項目が多岐にわたっていて、現地調査をしなければわからないものもあるため、必然的に審査に時間を要します。

当然、相続土地国庫帰属制度を申請する際に建物の解体や相続登記など事前に済ませておく必要がある手続や作業も多いため、その時間も必要となります。

審査を担当する国の機関は法務局ですが、実際には数ヶ月の時間を要することもあるようです。

いずれにしても、上記の内容を十分理解したうえで、本制度を活用するかどうかを検討することをおすすめ致します。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。

負担金算定の具体例

宅地（注1）	面積にかかわらず、 **20万円** ただし、一部の市街地（注2）の宅地については、面積に応じ算定（注3）
田、畑	面積にかかわらず、 **20万円** ただし、一部の市街地（注2）、農用地区域の田、畑については、面積に応じて算定（注3）
森林	面積に応じ算定（注3）
その他 ※雑種地、原野等	面積にかかわらず、 **20万円**

（注1）直ちに建物の敷地として使用できると認められる土地
（注2）都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域
（注3）面積の単純比例ではなく、面積が多くなるにつれ、1㎡当たりの負担金額は低くなる。

負担金の算定式については、法務省「相続土地国庫帰属制度の負担金」をご覧ください。

出典：政府広報オンライン
相続した土地を手放したときの
「相続土地国庫帰属制度」

生 命 保 険

今回のテーマ

『ガン保険と自由診療』

自由診療とは、公的医療保険が適用されない治療のことを指し、全額自己負担で行う医療サービスです。代表的なものには、厚生労働省に未承認の医薬品（未承認薬）や、本来の効能・効果以外で使用される適応外薬、さらに先進医療や評価療養の一部などが含まれます。

【自由診療のメリット】

がん治療においては、標準治療だけでは効果が期待できないケースや、最新かつより高い治療効果を目指す場合に、自由診療という選択肢が検討されます。自由診療では、保険適用外であっても最新のがん治療法や未承認薬、適応外薬を活用することが可能になります。これにより、標準治療では対応できないケースに対しても、より効果的な治療が提供される可能性があるのです。

【自由診療のデメリット】

ただし、自由診療の最大の特徴は、治療にかかる費用がすべて自己負担という経済的リスクがあることです。特にがん治療では、自由診療の費用が数百万円から数千万円に及ぶこともあり、家計への大きな負担となります。自由診療を選ぶことは、治療の選択肢を広げる一方で、高額な医療費負担が患者本人や家族に重くのしかかる可能性があります。そのため、自由診療に対応したがん保険で事前に備えておくことが重要です。

自由診療対応型のがん保険に加入しておくことで、高額な医療費の自己負担を保険金でカバーすることができ、「治療費の心配で選択肢を諦める」という事態を防ぐことができます。

また、実際に自由診療を受けるかどうかは診断時点で判断されることが多いため、がんと診断された「その時」に備えておくことが必要不可欠です。自由診療に対応したがん保険は、経済的リスクを減らすだけでなく、患者が納得できる治療を選択する自由を守るための重要な手段となります。

弊社では、自由診療も含めて治療費すべてが保険金として支払われるようなガン保険も取り扱っております。（入院治療の場合。通院は保険金に上限あり）

ご相談は、ぜひ弊社もしくは弊社担当者までお気軽にして頂ければと思います。

担当：伊 藤 寛 峻

税務会計

スキャナ保存を始めませんか？

電子取引データの保存の義務化が令和６年１月１日から始まり、保存要件を満たすシステムの導入や事務処理規定を作成し、電子取引データの保存を進められていることと存じます。

電子取引データの保存が進むと、次のステップはスキャナ保存です。

電子取引データの保存は、電子取引データで授受した電子データを保存要件に沿って保存することですが、スキャナ保存は、紙で授受した証憑書類を電子データ化（スキャナ）し、保存要件に沿って保存することです。

～スキャナ保存のメリット～

・証憑書類の保存の置き場所に困らない
・過去の証憑書類を探すことが容易になる
・証憑書類のファイリングが不要
・証憑書類の保管・管理等にかかる手間の削減
・仕訳計上が容易になる

などが挙げられます。

～スキャナ保存の要件～

１．紙の書類を作成、授受してからおおむね7営業日以内にデータ化し、保存すること
２．解像度200dpi相当以上、カラーの場合は24ビットカラー以上で読み取ること
３．取引年月日、取引先、取引金額で検索できること
４．タイムスタンプの付与
５．訂正・削除の履歴の確認ができるまたは訂正・削除ができないシステム等を使用すること
６．データ化した証憑書類と帳簿との間で、相互にその関連性を確認できること

が主な保存要件になっております。

ペーパーレス化が進んでおりますので、ぜひスキャナ保存もご検討ください。

担当：橘

◆◇　事務所からのお知らせ　◆◇

● 相続無料相談会　　当事務所　２階　研修室
（毎週土曜日　9:00～15:00）

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休業のため下記日程を休業させていただきます。
何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

8月9日(土)～8月17日(日)

◆◇　山口会計営業カレンダー　◇◆

赤は山口会計の休業日

８　月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

９　月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

◆◇　あとがき　◇◆

暦では立秋を迎え、ヒグラシが夏の終わりを告げる頃とされていますが、近年は暑さが和らがず、まだまだ暑い日が続いているという感じです。
2016年から施行された山の日も今年で10回目となります。8月はお盆休みも重なり、今年については、最大9連休となる方も多いのではないでしょうか。うれしい反面、稼働日数が少なく、業務を計画的に効率よく行わなければなりません。
こんなに長い連休もあまりないので、休みも計画的に過ごさないと何もせず、終わってしまったということになってしまいそうです。個人的にはやりたいことはもちろんやり、やらなければならにことも少しだけやり、ここに加え、意志をもって“きちんと”休むということをしたいです！

藤　井　　茜

発行　税理士法人 山口会計パートナーズ
加茂市旭町１５番３０号　TEL　0256-52-6869　FAX　0256-52-1674
http://www.yamanobo-zeirishi.jp/　　e-mail:yn@tkcnf.or.jp